別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

東日本大震災復興特別会計　歳出予算

所管	組織	項
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費
		原子力災害復興再生支援事業費
		生活基盤行政復興事業費のうち
		消防防災施設災害復旧費補助金
		教育・科学技術等復興政策費のうち
		私立大学等経常費補助金
		国宝重要文化財等保存整備費補助金
		農林水産業復興事業費
		住宅・地域公共交通等復興事業費のうち
		施設整備費
		防衛復興政策費のうち
		航空機購入費
		東日本大震災復興事業費
		東日本大震災災害復旧等事業費
		農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入のうち
		治水事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入のうち
		港湾整備事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
		空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

○総務省告示第百五十一号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第五項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による平成二十三年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、その概要を次のとおり公表する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

1．団体別健全化判断比率

(1)　都道府県

（単位：％）

都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	—	—	23.1	334.8
青森県	—	—	18.0	195.0
岩手県	—	—	17.6	260.1
宮城県	—	—	15.5	253.8
秋田県	—	—	15.2	237.3
山形県	—	—	14.4	242.0
福島県	—	—	14.4	166.2
茨城県	—	—	14.2	276.2
栃木県	—	—	11.3	146.0
群馬県	—	—	11.4	177.0
埼玉県	—	—	13.7	228.7
千葉県	—	—	11.4	202.5
東京都	—	—	1.5	92.7
神奈川県	—	—	10.3	185.1
新潟県	—	—	17.2	281.5
富山県	—	—	18.9	270.5
石川県	—	—	17.3	239.7
福井県	—	—	17.5	204.6
山梨県	—	—	16.8	223.6
長野県	—	—	15.2	200.1
岐阜県	—	—	19.7	218.5
静岡県	—	—	15.3	248.2
愛知県	—	—	14.9	256.7
三重県	—	—	13.6	197.9
滋賀県	—	—	16.1	229.4
京都府	—	—	14.2	255.6
大阪府	—	—	18.4	254.7
兵庫県	—	—	19.5	351.7
奈良県	—	—	11.6	208.3
和歌山県	—	—	12.4	189.3
鳥取県	—	—	12.6	123.3
島根県	—	—	16.0	183.4
岡山県	—	—	14.6	230.7
広島県	—	—	14.0	260.4
山口県	—	—	14.9	227.1
徳島県	—	—	21.4	228.5
香川県	—	—	15.5	206.9
愛媛県	—	—	15.5	183.5
高知県	—	—	15.5	165.3
福岡県	—	—	15.3	257.3
佐賀県	—	—	14.2	130.8